

第6章 都市づくりの部門別方針

1 都市計画の骨格課題

(1) 土地利用の規制及び誘導

【現状と課題】

○過疎化の進展から用途地域内でも一部地域の無人化や未利用地が増大しており、今後の土地利用の方針について検討が必要です。

○過疎化や商店主の高齢化、後継者不足などから商業地が衰退しており、その対策が必要です。

○景気低迷などの影響で進出企業の減少、既存企業の撤退や廃業が増加しており、対象業種の拡大など分譲の促進が必要です。

○農業者の高齢化や後継者不足などから農地の耕作放棄による荒廃が生じています。

○一部の炭鉱跡地や将来にわたり利用見込みのない土地をどうするか検討が必要です。

○三笠市面積の86%を占める森林は、貴重な資源として守るとともに、市街地内の緑地やその他の良好な自然環境の「みどり」の保全が必要です。また、「森の中にマチがある」のコンセプトに基づいた森の整備や森林資源をまちづくりや新しい産業おこしにつなげる取組みが必要です。

【目標】

都市的土地利用については、基本的に用途地域内への誘導を進めることとします。

また、優良農地や山林、樹林地など自然的土地利用については、原則保全すべき地域として市街地の抑制を図り、まとまりのあるコンパクトな市街地の形成をめざします。

【基本方針】

・都市計画区域

都市計画区域の見直しについては、将来における都市づくりの規模・コンセプトを明らかにした上で、必要な規模、都市基盤、守るべき自然環境を考慮して定めることとし、当面、都市計画区域の見直しは必要ないと判断します。

・準都市計画区域

都市計画区域外のほとんどが森林であり、開発の蓋然性が極めて低いことから、準都市計画区域設定の必要はないと判断します。

・区域区分

当市では、人口が増加傾向になく、無秩序な市街化が進むことは想定されにくいことから、現状のとおり市街化区域、市街化調整区域の区域区分は行わないこととします。

・用途地域内の土地利用

用途地域内の土地利用は、都市機能の維持、住環境の保護などを目的とした合理的な土地利用を図ることとします。

○住居系土地利用

現在の第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域の各住居系用途地域を基本とし、まとまりのある市街地の形

成を図るため、土地利用が進まない地域や土地利用の見通しが立たない地域については、用途地域を縮小します。また、縮小した区域については、無秩序な開発を抑制する必要がある場合、特定用途制限地域等の指定を検討します。岡山・萱野地区については、当地区の将来の発展方向を見極め、長期的な視点にたったうえで一般住宅地として土地利用を図ります。

○工業系土地利用

工業専用地域、工業地域、準工業地域の各工業系土地利用については、企業誘致を進め企業立地の促進と雇用の場の創出を図るため、現在の各地域の配置を基本としますが、未利用地の活用については、工業系土地利用としての、合理性を確保しつつ他の土地利用との複合化を図ることを検討し、工業系就労者等の職住近接に対応した良好な住環境の整備を促進します。なお、特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図る必要がある場合は、特別用途地区の指定についても検討します。

○商業系土地利用

市内の商業系土地利用については、三笠、唐松、幾春別の3地域の中心部を商業地域として指定していますが、過疎化の進行で商店や事務所が衰退していることから、土地利用の実態を見極め、商業地域の一部について住居系用途地域への転換を検討するなど用途地域等の見直しを行います。

また、商業地域の活性化のため、商店経営者の育成を図るとともに、魅力ある地域の商店街づくりに向けた取り組みを支援します。

○準防火地域

準防火地域は、高密度に建物が建ち並び、人が多く集まる区域や火災の発生しやすい危険区域について大火の発生を防止します。

当市では、商業地域の全域に対し計画決定しておりますが、商業地域を縮小する場合には、市街地において延焼のおそれがないかなどについて確認の上、準防火地域の変更について見直しを行います。

・用途地域外（白地地域）の土地利用

用途地域外の土地利用は、まとまりのあるコンパクトな市街地形成に向け、できる限り市街化を抑制することを基本とします。

○農地

基本的には、市街化を避け保全すべき地域として位置づけ、優良な農用地の確保と農業後継者の育成、新規就農者への農地の斡旋を図ります。

○山林

山林のほとんどが保安林に指定されていることから、開発を抑制し保存することを基本とします。

地域森林計画対象民有林については林業の振興を図ります。

また、市街地に隣接する森林は、人と自然が触れ合う里山的な場所として保全に努めます。

○樹林地

市内に点在する樹林地や、幾春別川の河畔林は、都市内の貴重なみどり資源として保全に努めます。

○その他の土地

湖沼など優れた自然景観を有する地区や貴重な動植物が生息する地区は、保全に努めます。

また、一級河川幾春別川については、魚にやさしい川づくりを国に要望します。

富良野芦別道立自然公園「桂沢湖」を中心とした観光、レクリエーション地区は、周辺の自然景観と調和する施設整備を基本とします。

・建ぺい率、容積率

○用途地域内

・建ぺい率

用途地域内の建ぺい率は、現在のゆとりある市街地環境を維持するため、現在の用途地域の率を基本とします。

・容積率

用途地域内の容積率は、建ぺい率同様、現在のゆとりある市街地環境を維持するため、現在の各用途地域の率を基本とします。

○用途地域外（白地地区）

・建ぺい率

用途地域外の白地地区は、具体的な土地利用の方向性が明確になっていない地区であることから、既存建築物の実態や用途地域内の数値と整合を図り、現行率を基本とし、守るべき農地や森林地域など、良好な自然環境の保全を図ります。

・容積率

建ぺい率と同様、現在の率を基本とし、良好な自然環境の保全を図ります。

・特別用途地区

現在まで、市内において建物の混在問題などの発生はなく、特別用途地区の指定はありませんでした。

しかし、今後の土地利用の方針について検討の上、必要が認められる場合は、特別用途地区の指定による合理的な土地利用の誘導を図ります。

・地区計画

現在、市内において地区計画を決定している区域はありません。今後、新規開発計画などによっては、必要に応じて地区計画を決定するものとします。

特定用途制限地域

現在、都市計画区域内の白地地域は、特定用途制限地域を設定している区域はありません。

今後、土地利用の動向を見定め、必要に応じて特定用途制限地域を決定するものとします。

(2) 都市施設の整備

ア 道路・交通網整備

【現状と課題】

○交通量が増加し、交通安全対策が急がれている3・3・1 岩見沢三笠通（主要道道岩見沢三笠線）の改良整備の促進を北海道に要望します。

- 安定した公共交通機関を持続し、交通弱者の移動の不便を解消することが必要です。
- 交通量の増加に伴い、子どもや高齢者、障がい者が安全に、安心して歩くことができる道路環境の整備が必要です。
- 計画決定後、長期間未整備となっている都市計画道路（街路）の見直しについて検討が必要です。
- 老朽化や幅の狭い橋梁は、架け替えが必要になっています。

【目標】

安全、安心、快適な交通アクセスの充実を図ります。

【基本方針】

- 将来の市街地規模と土地利用の基本方針に沿い、便利で安全、快適な道路網の整備を進めます。
- 主軸となる 3・3・1 岩見沢三笠通（主要道道岩見沢三笠線）の整備促進を北海道に要望するとともに、それを補完する補助幹線道路を重点的に整備します。
- 民間バス路線の営業存続と市営バスの運行により、生活不便を解消し、「人の移動しやすい都市環境」をつくります。
- 生活道路は、歩行者の視点を大切にし、冬期間の除排雪体制の充実と子どもや高齢者、障がい者などの交通弱者に対するバリアフリーに配慮した整備を進めます。
- 計画決定後、長期間整備されていない都市計画道路については、その必要性を再検討し見直しを行います。
- 橋梁の架け替えを計画的に実施します。

イ 公園・緑地の整備及びみどりの保全

【現状と課題】

- 少子高齢化に対応し、公園の多機能化を図り、地域住民に親しめる公園づくりが必要です。
- 公園・緑地の維持管理に工夫が必要です。
- 炭鉱閉山等により、地域人口が激減し、利用度の低くなった公園があります。
- 都市内の緑地や河畔林を保全し、利用していくことが必要です。
- 自然と共生することができる公園の施設整備が必要です。

【目標】

公園・緑地の適正配置とだれもが利用しやすい、やすらぎのあるオープンスペースとしての緑地の保全を図ります。

【基本方針】

- 児童公園など身近にある規模の小さな公園には、利用者のニーズや年齢層を考慮し、多様な施設整備と適正配置に努めるとともに計画的に休養施設の設置と老朽遊具の更新を図ります。
- 運動公園など規模の大きな公園は、利用の啓発と適正な維持管理によって利用者の拡大と施設の充実を図ります。
- 公園施設の維持管理は、住民参加による維持管理の方法を研究します。
- 地域人口の減少等により利用度が低くなっている旧炭鉱住宅地内等の小規模な公園は、全市

的な公園の適正配置を検討します。

○各地区に点在する公園は、防災上の避難場所や地域コミュニティの場であることから、ゆとりある都市空間として多様な利用を図ります。

○都市計画緑地は、里山的な利用を図り市民が親しめる自然空間として維持、活用を図ります。

○市内を貫流する幾春別川の河畔林は、都市景観の上から、また、動植物の生息地として重要な役割を担っていることから、将来にわたり保全に努めます。

○身近なみどりについては、市民が自然に触れ合える場として大切にすることを基本とします。

○施設整備にあたっては、自然を損なわないよう必要最小限に留めることとします。

ウ 下水道などの整備

【現状と課題】

○幾春別川の河川環境の保全を図り、最上流都市として水質保全の責任を果たすことが必要です。

○過疎化による人口減少から下水道計画区域内でも一部地域の無人化や未利用地が増大しており下水道基本計画の見直しの検討が必要です。

○公共下水道処理区域外の汚水処理対策を図ることが必要です。

○大雨に対する雨水対策として公共雨水管や都市内河川の整備が必要です。

【目標】

下水道への接続の拡大と処理区域外の合併浄化槽の普及を図り、下流域の住民に対する責任として幾春別川の河川環境への負荷を低減します。

【基本方針】

○土地利用の基本方針との連携を図り、長期的な視点にたったうえで必要に応じて下水道基本計画の見直しの検討を行い、計画的な整備を進めます。

○汚水処理によって幾春別川の河川環境と水質の保全を図ります。

○効率的な施設整備と接続の普及を啓発し促進を図ります。

○三笠浄化センターの適正な維持管理と処理人口に見合った施設整備を行います。

○下水道処理区域外の汚水処理のため、合併浄化槽の設置を促進します。

○すみやかな雨水の排除のため、公共雨水管渠や都市内河川の整備を進めます。

エ 廃棄物処理施設の整備

【現状と課題】

○唐松地区工業地域内に都市計画決定した「その他の処理施設（道央地区広域油化センター）」は、事業者及び事業内容の変更に伴い、平成16年12月、「プラスチックリサイクル施設（エコパーク三笠）」と変更し、廃プラスチックのリサイクル施設として位置づけております。

○唐松地区の都市計画区域外に三笠市営の一般廃棄物最終処分場と一般廃棄物の中間処理施設「リサイクルプラザ」が設置されています。

○唐松春光町では、バイオマスタウン構想に基づき、民間による食品残渣(生ごみ)の処理施設が稼動しています。

○資源リサイクル推進の観点からも、廃棄物処理施設の設置計画は、今後ますます増加することが予想されることから、慎重な対応が必要となり適正な配置と適切な処理が求められます。

【目標】

リサイクル推進とごみの適正処理を進め、クリーンな三笠市を将来に手渡します。

【基本方針】

○廃棄物処理施設の設置については、都市計画上の位置の妥当性について慎重に検討します。

○民間の廃棄物処理施設の設置については、規模や処理内容、公害対策などについて検討し、個々の施設の実態に見合った都市計画上の判断を行います。

○廃棄物処理施設の都市計画決定の適否については、施設の公益性、恒久性の確保などについて十分に検討の上、判断します。

○廃棄物処理施設の設置計画に対しては住民意向を尊重し慎重に取り扱います。

オ 住宅・宅地開発

【現状と課題】

○雪国にふさわしい良質で快適な戸建用住宅地や利便性の高い集合住宅の供給が求められており、幅広い市民ニーズに対応する住環境の整備を図ることが必要です。

○公営住宅は、老朽化の進行や空き家の発生した地域があり、計画的な修繕や再配置が必要になっています。

○民間によって開発された戸建住宅団地は販売不振が続いており、分譲促進を図ることが課題となっています。

【目標】

民間住宅の建設や宅地開発を支援するとともに公営住宅の再編成を進め、まとまりのあるコンパクトな市街地形成を図ります。

【基本方針】

○宅地開発は、民間活力を積極的に導入し、住居系用途地域への誘導を基本とします。

○公的住宅については「三笠市公営住宅ストック総合活用計画」に基づき整備を進めます。

2 個別課題（関連する重点取組）

（1）福祉にやさしい都市づくり

【現状と課題】

○本市は、既に少子化と超高齢社会が現実のものとなり、都市づくりにおいても大きな影響を受けています。

○公共施設や住宅などにおいても高齢者、障がい者への配慮が必要です。

○過疎化や高齢化によって地域コミュニティの衰退が続いており、人と人とのふれあいの機会を増やすことが必要です。

○子供から高齢者・障がい者まで安全・安心で便利で快適な生活環境を整えることが必要です。

【目標】

だれでも安全、快適で「ウキウキ、外出したくなるような都市」づくりをめざします。

【基本方針】

- 市民が主体となって行うイベントなどを支援し、だれもが明るく楽しく心はずむ都市づくりを行います。
- 子供から高齢者、障がい者が外出に不安のないよう、歩道の段差解消などのバリアフリーやユニバーサルデザインを導入した公共施設整備を図ります。
- 町内会（地区協働ルーム）活動の促進により地域コミュニティを確立し、人と人との触れ合いを育てます。
- 街路灯の設置や防犯連絡体制の充実により、夜間の外出でも安全、安心な都市づくりを進めます。
- お年寄りの安否を確認できるセンサー等の紹介を行います。
- 外出が困難な方々のために、買物が簡単にできるシステムとして、電話注文による宅配サービスを促進します。

（2） 災害に強い都市づくり

【現状と課題】

- 幾春別川総合開発事業の促進によって大雨による洪水の防止を図るとともに、災害に強い河川整備が必要です。
- 市内に点在する急傾斜地・地すべり対策を進め、安心して暮らせる環境の整備が必要です。
- 自然や人的な災害の拡大を防ぐため、あらゆる災害に緊急に即応できる体制を整備することが必要です。
- 土砂災害特別警戒区域に指定されている三笠本町地区等、災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し緑化の保全に努め、災害の防止を図る必要があります。

【目標】

風水害、土砂災害などの「自然災害」や火災、交通事故などの「人為的災害」に強い都市づくりを行います。

【基本方針】

- 「新桂沢ダム」、「三笠ぼんべつダム」の早期完成に向け、幾春別川総合開発事業の整備促進を国に要望します。
- 1級河川幾春別川の浸水地域の護岸の設置を国に要望します。
- 市内河川の氾濫防止と河岸決壊に対する二次災害を防止する迅速な復旧を行います。
- 地すべり地域や急傾斜地の安全対策を計画的に促進します。
- 変則な交差点や急勾配など道路形態上、危険性のある箇所については、周辺の状況等を見極めながら、改善に努めます。
- 交通安全の啓発運動の実施により、交通事故の減少と交通弱者である歩行者の安全確保を図ります。
- 消防救急体制や防災体制の充実を図るとともに広域避難場所の周知徹底及び複数の避難路の

確保を図ります。

○溢水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図ります。

(3) 環境にやさしい都市づくり

【現状と課題】

○三笠市環境基本条例や三笠市環境基本計画に基づいた計画的な環境保全を図ることが必要です。

○「クリーン・グリーン三笠」の実現のため、市民参画による環境保全、美化活動が求められています。

○資源リサイクルや廃棄物対策、省エネルギーや未利用石炭エネルギーの活用の促進に積極的に取り組むことが必要です。

【目標】

「クリーン・グリーン三笠」にふさわしい清潔でみどり豊かな都市づくりを進めます。

【基本方針】

○三笠市環境基本条例に基づいた快適、清潔な都市づくりを行います。

○三笠市環境基本計画の実現に向け、市民と行政の協働による環境保護に取り組みます。

○まちなかにゴミなどが落ちていないようなクリーン環境の実現のための啓発運動を展開します。

○美しい景観とみどりあふれる都市環境を保全します。

○地域住民や企業などによる「花植え活動など」を支援し、都市景観の向上を図ります。

○地球にやさしいリサイクルの推進、廃棄物対策、省エネルギーや未利用石炭エネルギーの活用を推進します。

(4) 景観にこだわる都市づくり

【現状と課題】

○花いっぱい運動などによって美しい都市景観を築くことが必要です。

○まちの個性としての景観形成や三笠市にふさわしい目印、ランドマークが必要です。

○美しい街並みの実現のため、北海道屋外広告物条例に基づく適正な屋外広告物への指導が必要です。

【目標】

今あるものを活かしながら三笠ならではの景観づくりを進めます。

【基本方針】

○三笠市シンボルマークの活用によってまちのイメージを高めます。

○適切な屋外広告物の規制によってスッキリとした街並みを実現します。

○住民、企業、市の協働による「花いっぱい運動」などを実施し、都市景観の向上を図ります。

○個性ある景観形成を図るため、統一感のある標識看板類の設置を検討します。

○都市の景観を損ねる廃屋や不要な老朽施設の整理を促進し、さびれた都市の印象を取り除き

ます。

○炭鉱遺構の保存と活用によって地域景観の独自性を高めます。

○ランドマークによって三笠市の入口を明確化します。

(5) 雪に強い都市づくり

【現状と課題】

○特別豪雪地帯に指定されている本市は、毎年多くの降雪があり、雪対策が大きな悩みとなっています。

○高齢者世帯などは、屋根の雪おろしや玄関間口の除雪対策が切実な問題です。

○道路除排雪の充実が一層望まれています。

○道路への雪出しは大きな問題となっており融雪槽などの設置の促進が求められています。

○近隣市町などにおいても雪エネルギーが有効活用されている現状を踏まえ、雪の利活用法の検討が必要になっています。

○積雪により倒壊した個人所有の住宅の撤去が課題となっています。

【目標】

雪に対する負の要素をできるだけ取り払い、雪に親しみ、雪を資源として活用できる都市づくりを進めます。

【基本方針】

○豪雪地帯である本市の特性に配慮した適切な建ぺい率を指定し、雪に強いゆとりある土地利用を進めます。

○町内会やボランティア等による、お年寄りが除雪の心配をしなくてよい「ぬくもり除雪サービス事業」を継続して実施します。

○道路除排雪体制を充実し、安全な歩行者空間と円滑な交通環境を確保します。

○個人住宅などへの融雪槽の普及促進などにより、道路への雪出しを防止します。

○雪を資源とした利雪、親雪への取り組みの研究を支援します。

○公共施設の整備にあたっては、雪に強い施設づくりを進めます。

○倒壊した住宅の撤去については、所有者の把握に努め、対応を進めます。

(6) 文化の薫る都市づくり

【現状と課題】

○「三笠市の個性はなに？」という声が聞こえています。

○石炭と鉄道の歴史、文化や郷土の文化財を後世に伝えなければなりません。

○化石の産地として個性を打ち出すことが必要です。

○市内に点在する炭鉱遺産の取扱いについて、具体的な検討が必要となっています。

○市民全員で取り組む「まちづくりイベント」が必要になってきています。

○三笠市の歴史、文化、食などを一体とした三笠ジオパークを推進する必要があります。

○日本遺産に登録された炭鉱遺産の保全・活用を推進する必要があります。

○新たに開設した高校生レストランの利活用及び周辺部についての検討が必要です。

【目標】

「歴史」につちかわれたまちの文化を個性とした都市づくりを進めます。

【基本方針】

- 北海道開拓のあけぼのを伝える、三笠が誇る炭鉱や鉄道の歴史を後世に伝えます。
- アンモナイト化石の産出地として、いっそうの収集、研究を進め、都市づくりに生かします。
- 炭鉱遺産の「整理」と「保存」によって周辺土地利用を促進します。
- 「北海盆おどり」は、文化の伝承に加え、観光資源として市民・企業参加の輪を広げ、三笠市発祥のイベントとして全国に発信し知名度を高めます。
- 市内各所に伝わる郷土芸能や生活文化を市民みんなの財産として受け継ぎます。
- 三笠ジオパークを推進します。
- 高校生レストランを中心とした食のまちづくりを推進するとともに、文化振興条例に基づいた文化振興を図ります。

